



きりん通信No.77

発行:きりん人事労務管理事務所

〒333-0844埼玉県川口市上青木 3-12-63

SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904・905

TEL 048-423-2395 FAX 048-423-2394

URL : <http://www.sr-kirin.jp/>

e-mail : kirin@sr-kirin.jp

1
2022

施行待ちの改正

令和4年4月から段階的にスタート 令和3年の育児・介護休業法等の改正③

令和3年の通常国会で育児・介護休業法等を改正する法律が成立し、段階的に施行されることになっています。今回は、令和4年4月から施行される「有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和」のポイントを紹介します。

.....有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和のポイント.....

有期雇用労働者（期間の定めのある労働契約により雇用される者）も、一定の要件を満たせば、育児休業および介護休業の対象となりますが、その要件が、次のように改正されます。

改正前

（育児休業の場合）

① 引き続き雇用された期間が1年以上

② 子が1歳6カ月到達する日までに契約が満了することが明らかでない

（介護休業の場合）

① 引き続き雇用された期間が1年以上

② 休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6カ月を経過する日までに契約が満了することが明らかでない

改正後

育児休業・介護休業ともに、

①の要件を撤廃する。
（②の要件は残す）

注。「引き続き雇用された期間が1年以上」の要件については、無期雇用労働者と同様の取り扱いとする。
...「引き続き雇用された期間が1年未満の労働者」は、労使協定の締結により除外可能。

★有期雇用労働者について、「引き続き雇用された期間が1年以上」という要件は削除されました。しかし、「引き続き雇用された期間が1年未満」の労働者は、有期雇用であるか無期雇用であるかを問わず、育児休業・介護休業の労使協定による適用除外の対象となっています。したがって、その適用除外規定（労使協定）があれば、令和4年4月1日以降も、実質的には対象者を改正前と同様とすることが可能です。

いずれにしても、就業規則（育児・介護休業規程）を整備する必要があります。ご質問等があれば、気軽にお声掛けください。

令和4年4月改正

飲酒運転根絶取組強化 自動車を使用する事業所は安全運転管理者の選任義務

運送業以外の事業場でも、**社有車を一定台数以上保有している事業所**では、**安全運転管理者**を選任する必要があります。法改正に伴い、警察庁が取組を強化すると公表がありましたので、今一度ご確認ください。



乗車定員が11人以上
の自動車1台以上

または



その他の自動車5台以上

※自動二輪車（原動機付自転車を除く）
は1台を0.5台として計算

令和4年
4月1日施行



運転前後の運転者の状態を目視等で確認

することにより、
運転者の酒気帯びの有無を確認すること



酒気帯びの有無について記録し、
記録を1年間保存すること

令和4年
10月1日施行



運転者の酒気帯びの有無の確認を、

アルコール検知器※を用いて行うこと

※呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器



アルコール検知器を常時有効に保持すること



要確認

パワハラ相談が5年前より増えた企業が約4割(経団連の調査)

経団連(日本経済団体連合会)から、「職場のハラスメント防止に関するアンケート結果(令和3年12月7日)」が公表されました。報道で話題になった部分を中心に、そのポイントを紹介させていただきます。

職場のハラスメント防止に関するアンケート結果のポイント

【調査目的】大企業でのパワハラ防止措置の義務化などの施行から1年が経過したことを踏まえ、企業における課題や取組みについて調査し、今後の政策を検討する参考とするとともに、効果的な取組等を広く展開するため。

(調査期間: 令和3年9月7日~10月15日/調査対象: 経団連会員企業/回答企業数: 400社)

<調査結果のポイント>

●5年前と比較した相談件数

- ・パワーハラスメントに関する相談件数は、「増えた」が44.0%と最も多く、次いで「変わらない」が30.8%
- ・セクシュアルハラスメントに関する相談件数は、「変わらない」が45.3%と最も多く、次いで「減った」が28.8%
- ・その他のハラスメントに関する相談件数は、いずれも「これまで相談なし」が50%超

●ハラスメントの理解促進のための取組み

- ・ハラスメントに関する集合研修の実施が73.5%と最も多く、次いでeラーニング実施が66.5%、事案等の共有が61.8%

●相談しやすい体制の整備等

- ・複数の相談窓口の設置(人事、社外、コンプライアンス、EAP等)が82.5%、次いで、相談窓口の定期的な周知が73.8%、社外の専門機関や専門家の活用が72.3%
- ・企業が相談内容を幅広く受けている企業は50.3%

★上記は、大企業中心の調査結果ですが、令和4年4月からは、中小企業においてもパワハラ防止措置の義務化が適用されます。ハラスメント対策は、企業規模を問わず、各企業の重要な課題となります。

紹介した調査結果は一例ですが、調査結果を見ると、各企業のハラスメント対策として、やはり研修などが重視されており、相談体制の整備等において社外の専門家を活用するケースも多いようです。この調査結果の詳細も含め、ご質問等があれば、気軽にお声掛けください。

News 新型コロナワクチン接種証明書

デジタル庁から、日本政府が公式に証明する「新型コロナワクチン接種証明書」を取得できるアプリが公表されたので、早速証明書を取得してみました。

マイナンバーカードをスマートフォンでスキャンする必要がありますが、入力するのは4桁のパスワードだけで、簡単に接種証明書が発行されました。

情報セキュリティとしては、どこまで信頼できるか心配ですが、マイナンバーカードの利便性も向上しているようです。

健康保険証利用設定もしてみましたが、まだ医療機関で使う機会はありません。

新型コロナワクチン接種証明書アプリ: App Storeウェブサイト



統計調査 R3.10 給与



12月7日公表

毎月勤労統計調査 令和3年10月分結果速報(パート社員を除く一般社員、事業所規模5人以上)

全産業平均	350,333円(前年同月比+0.8%)
建設業	372,789円(前年同月比+2.0%)
運輸業	344,107円(前年同月比+0.2%)
製造業	343,180円(前年同月比+0.4%)
医療・福祉	327,819円(前年同月比+0.6%)
飲食サービス	262,584円(前年同月比+4.4%)



◆英雄とは、自分のできることをした人だ。

凡人は自分のできることをせず、できもしないことをしようとする人だ。◆

私事です、今年の誕生日を迎えて五十歳になります。「五十にして天命を知る」と孔子が言ったそうなので、今年は天命を意識して臨んでみようと思います!

自分にできること、やればできる事をしっかりやり続ければ、大抵の目標は達成できると思います。言い訳をせず・・・計画を立て、やるべきことをやれば、結果は後からついてくると信じています。今月の偉人の名言は、1866年に生まれたフランスの作家 ロマン・ロランでした。

※論語: 志学の15歳、而立の30歳、不惑の40歳、知命の50歳、耳順の60歳、従心の70歳